

丹精こめて



目次

地域創生センターオープン、東京郷人新年会	ほか… 2～3
健康増進計画・食育推進計画	ほか… 4～5
健康のひろば、あが国保だより	ほか… 6～7
町の税金についてのお知らせ	8～9
トピックス	10～11
四季のあが町写真コンテスト	12～13
公民館だより、消防署だより	14～15
犬の狂犬病予防注射、おしえて！弁護士さん	ほか… 16～17
各種お知らせ	18～19
今月の予防接種、おおきくになったら	ほか… 20～21

*再生紙を使用しています。

集落支援日記⑦

集落訪問

VOL.7 行 地 区

みんなで一緒に！



共同作業で区のコミュニケーションを図る行地区長の阿部昭八さん

行地区でも高齢化が進み、正月料理作りや講師を招いての取り組み行事がなくなり、「そば打ち」だけになってしまいましたが、それでも20年も続いていて、区ではなくてはならない行事になっています。

楽しい共同作業がいつまでも続くように私も一緒に頑張っていきます。

2月21日、行地区で「そば打ち」のお手伝いを体験してきました。ネリの工程では、耳たぶの柔らかさにする加減がなかなかできませんでしたが、伸ばしは生地が均一になるようにのし棒を使って、ちぎれないように気を配りながらうまくできるようになりました。切りは、太さが「うどん」になったり「極細そうめん」になったりと悪戦苦闘が続きましたが、区の皆さんのアドバイスをいただきながら「二八そば」と「うどん」を作りあげました。

行地区は、区内の皆さんの連携と絆がとても深い地域であることが実感できました。皆さんと一緒にいただいた、できたての「そば」と「うどん」は、皆さんの愛情がたっぷり入っていて忘れられない味になりました。

【集落支援員】吉岡 浩美

■このコーナーでは、町の集落支援員（広報あがが5月号・8ページで紹介）が各集落を訪問し、活動した様子や地域の皆さんの関わりについて紹介します。

【問い合わせ先】総務課 企画係 ☎92-3113

（2月1日～2月29日届出分）

うぶごえ

赤ちゃん氏名	誕生日	保護者名	住所
伊花太杜(たいと)くん	1月27日	亮平さん	津川7区
石川愛花里(あかり)ちゃん	2月4日	岬さん	西区

おくやみ

亡くなった方	(年齢)	世帯主名	住所
猪 腆 子さん	(88歳)	真也さん	高清水区
渡 部 松 榮さん	(67歳)	本人	安用区
阿 部 玲 子さん	(86歳)	本人	谷沢区
波田野 富士さん	(91歳)	守隆さん	向鹿瀬区
長谷川 悟 志さん	(26歳)	真人さん	栃堀区
小 瀧 昭 伍さん	(84歳)	本人	津川2区
長谷川 ヤ スさん	(92歳)	本人	野中区
伊 藤 文 博さん	(79歳)	本人	徳石区
齋 藤 常 雄さん	(87歳)	本人	熊渡区
山 本 ハ クさん	(93歳)	本人	谷沢区
阿 部 スヅイさん	(90歳)	敏明さん	谷沢区
眞 田 泰 雄さん	(94歳)	本人	馬取区
清 田 恒 雄さん	(93歳)	本人	津川3区
鈴 木 ミ ヨさん	(91歳)	本人	津川3区
塩 野 勇さん	(66歳)	本人	鹿瀬区
斎 藤 栄さん	(63歳)	本人	赤岩区
武 藤 セ ンさん	(97歳)	本人	馬取区
伊 藤 イ クさん	(95歳)	憲一さん	津川7区
波田野 テル子さん	(72歳)	篤さん	明谷沢区
渡 部 昌 子さん	(89歳)	安衛さん	五十島区
田 谷 一 二さん	(84歳)	本人	白崎区
石 川 光さん	(89歳)	本人	押手区
星 カ ツさん	(85歳)	本人	菱潟区

阿賀町の人口（2月29日現在）

■ 男	5,835人
■ 女	6,196人
■ 合 計	12,031人
■ 世帯数	4,786世帯

2月の異動

■ 転 入	6人
■ 転 出	24人
■ 出 生	2人
■ 死 亡	25人

表 紙

2月23日に津川小学校、26日に鹿瀬小学校の各5年生が手打ち雪椿うどんを作り、みんなで美味しくいただきました。

麺棒で2.5から2.7mmの暑さに生地を伸ばし、麺切り包丁で太さが均一になるよう、丹精こめて麺を打っていました。

※関連記事 11ページ

各支所の問い合わせ先

支所名	鹿瀬支所	上川支所	三川支所
行政係	☎92-3330	☎95-2211	☎99-2311
振興係	☎92-3332	☎95-3740	☎99-2311



Vol. 132

2016 平成28年

広報あがが

●発行日 平成28年3月15日
●発行所 阿賀町役場総務課企画係
☎92-3113・FAX92-5479
URL http://www.town.agata.jp

阿賀町名誉町民 称号記・勲章を贈呈



故 小川龍医師



故 阿部昌洋医師

広報2月号でご紹介した町名誉町民の阿部昌洋医師・故小川龍医師に名誉町民を証する称号記及び勲章が贈呈されました。

なお、闘病中でありました阿部医師が、2月22日にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

町では「阿部先生を偲ぶ会」の開催を予定しております。日時等、詳細につきましてはテレビ電話等でお知らせします。



▲東京三川会



▲東京上川会



▲東京鹿瀬会

東京郷人新年会 同郷の友人と 話を弾ませ

1月下旬から2月にかけて東京郷人会の各会で新年会や総会が開催されました。

鹿瀬会、上川会、三川会の各会場には、関東圏にお住まいの旧町村出身者をはじめ、町からも大勢の関係者が出席し、楽しいひとときを過ごしました。

三川会では名誉会長の三原綱木さんが、ご自身の大ヒット曲「ブルーシャトール」の歌を披露し、会場から大きな拍手を受けていました。

阿賀町プロジェクト by 新潟大学③ 地域創生センターオープン式典&阿賀町ゼミ開校式



▲議長、町長、村山准教授でオープンを記念し、テープカットを行いました。



▲三川・温泉スキー場感謝祭でのクレープ販売。限定150食が完売となりました。オーナーシェフの福島寛之さん(大学院)は「お客さんから『黒米を使用し、めずらしいですね！おいしかったです』と言ってもらえました」と嬉しそうに話していました。

1月29日、清川高原保養センター四季菜館で、新潟大学の活動拠点となる地域創生センターオープン式典及び阿賀町ゼミ開校式が行われ、教育学部村山敏夫准教授のゼミ生や県警職員、町関係者など大勢の方が出席しました。

オープニングイベントでは、町民の運動機能を調査し、健康に活かしたデータの整備や、大学と県警が連携した交通安全シミュレーション、町内産の黒米を使用したクレープ試食報告などが行われました。交通安全シミュレーションは、高齢者の交通事故件数が多いことから、交通事故に遭わないよう道路横断のシミュレーションシステムを構築し、参加者に体験してもらいました。

また、学生発表では「阿賀町でやりたいこと」をテーマに小田切祥乃(よしの)さんが「地域創生は地域の魅力を生かしていくことが町おこしとなります。ぜひ皆さんと健康をテーマに町おこしに取り組んでいきたいです」と抱負を語りました。

試食報告会を行った学生手作りの黒米クレープは、2月21日に開催された三川・温泉スキー場感謝祭で販売され、もちもちした食感が大変好評でした。



▲「阿賀町でやりたいこと」を発表する小田切祥乃さん

平成28年度 胃がん・大腸がん検診の日程

下記の日程で、胃がん・大腸がん検診を実施します。1月の「健康診査・各種がん検診世帯調査兼申込書」で申込みをされた方には、3月下旬に個人記録票を送付いたしますので、対象地区は個人記録票でご確認ください。

お申込みが済んでいない方は、検診日の1週間前までに下記へお申込みください。

なお、対象年齢はすべて平成29年3月末の年齢です。

- 対象年齢 40歳以上
- 検診料金 胃がん検診…1,000円／大腸がん検診…500円
70～74歳…200円 75歳以上・生活保護世帯…無料
- 持 ち 物 検診個人記録票、検診料金、健康手帳、大腸がん検診を受ける方は検便容器

地区	検診日時		会場	地区	検診日時		会場
津川	4月 7日(木)	8:00～10:00	やまぶきの里	上川	4月 8日(金)	8:00～ 9:30	栗瀬除雪センター
	4月 8日(金)				4月12日(火)		上川会館
	4月15日(金)				4月13日(水)		九島会館
	4月19日(火)				4月14日(木)		原除雪センター
	4月20日(水)			三川	4月11日(月)	8:00～10:00	三川保健センター
鹿瀬	4月11日(月)	8:00～ 9:30	阿賀町公民館		4月14日(木)		谷沢会館
	4月13日(水)	8:00～ 9:00	とよみ会館		4月15日(金)		新谷生活改善センター
	4月18日(月)	8:00～ 9:00	鹿瀬区民センター		4月18日(月)	8:00～ 9:30	旧下条小学校
	4月19日(火)	8:00～ 9:30	当麻公民館		4月20日(水)	8:00～ 9:30	五十沢会館
					4月21日(木)	8:00～ 9:15	五十島寿会館
全地区	4月24日(日)	8:00～ 9:30	やまぶきの里				
	10月 2日(日)	8:30～10:30					

★阿賀町食育推進計画

阿賀町食育推進計画は平成23年に策定し、食を通して心身の健康と豊かな心をはぐくむことができるよう「家庭・学校・地域・食」の関係機関等が協力して食生活を楽しみ、朝ごはんをきちんと食べること、バランスのよい食生活を身につけることを目標に食育推進事業に取り組んできました。来年度の食育推進計画の改定にあたり、計画の見直しをしました。

《阿賀町第2次食育推進計画》

基本理念：阿賀町民が食生活を楽しみ、生涯にわたり心身ともに健康で豊かな人生を送る
基本目標：①適切な食習慣を身につける ②食育に関心をもつ ③食文化を継承する

基本的な考え方、方向性を継承し、特に食塩摂取量が多いこと、野菜の摂取回数が減少していることなどから目標項目の見直しをおこない、阿賀町民が食生活を楽しみ、生涯にわたり心身ともに健康で豊かな人生を送れるよう、乳幼児食栄養指導、各種食育教室、郷土料理の伝承、健康フェスティバル、健康づくり支援店との協働での取り組み等をすすめていきます。



阿賀町歯科保健計画を策定します！

阿賀町では、「阿賀町健康増進計画（いきいき元気プラン）」の柱の1つである「歯と口腔」分野のさらなる推進を図るために、「阿賀町歯科保健計画」を策定します。

「口は健康の入口」というように、お口の中が健康であることで、おいしく食事ができ、会話を楽しむことができます。また近年では、お口の健康が運動機能や生活習慣病にも関係が深いと言われ、寝たきり予防の点からも注目されています。

阿賀町歯科保健計画基本理念

町民一人ひとりがいつまでもよい歯で自分らしい生活を送れる

【町で実施している歯科保健事業と町の現状】

○幼 児・学童期：歯科健診やフッ化物塗布・洗口、お口の健康教室などを実施していますが、むし歯を持っている子どもの割合は、乳歯・永久歯ともに県平均を上回る状態が続いています。

○成人期・高齢期：妊婦歯科健診や、20歳から対象の成人歯科検診などを実施しています。受診した方の約6割が歯周疾患にかかっていました。

「阿賀町歯科保健計画」を通して、今後さらに歯科保健対策の充実を目指します。

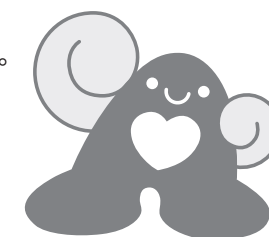
【問い合わせ先】健康福祉課健康推進係 ☎92-5763

阿賀町健康増進計画・阿賀町食育推進計画

「いきいき元気プラン」

「いきいき元気プラン」は、町民、家族、地域（学校・職場・関係機関等）が行政とともに、健康づくりのためにできることに取り組み、『誰もが健康で安全に暮らせるまちづくり』を目指して策定し、これに基づき、町は保健事業を実施しています。

来年度から、「第2次健康増進計画」・「第2次食育推進計画」が始まります。



阿賀町健康づくりキャラクター
阿賀ゲンキ君

★阿賀町健康増進計画

町の健康課題とこれまでの取り組み

	町の状況（課題）	これまでの取り組み
生活習慣病	●がんの死亡率が高い ●高血圧・糖尿病などの生活習慣病が多く、人工透析が増えている ●肥満が多く生活習慣病の要因となっている	●各種健診の受診率向上のため、無料券の発行や未受診者への受診勧奨 ●生活習慣改善を目指した個別の保健指導や地区の健康教室など
食生活・運動	●野菜を食べる量が少ない ●間食を食べる量が多い ●塩分摂取量が多い ●運動習慣のない人が多い	●健診結果説明会、特定保健指導、栄養相談、減塩教室、腎臓病予防講演会 ●特定健診時の尿中塩分測定と結果指導 ●メタボ予防運動教室など
歯	●子どものむし歯が多い ●歯科検診の受診率が低い	●フッ素塗布、フッ素洗口、お口の健康教室 ●妊婦・成人歯科検診など
たばこ・酒	●妊娠・子育て中の女性や家族の喫煙率が高い ●乳児から大人まで受動喫煙の機会が多い ●多量飲酒者が多い	●妊産婦や家族への禁煙指導 ●公共施設の禁煙化など ●保健指導など
こころ	●減少傾向にあるものの毎年自殺が数件ある ●うつ病などが増加している	●こころの健康づくり講演会、ゲートキーパー養成研修、家庭訪問など

今後の方向性

平均寿命が延びた現代では、できるだけ要介護状態にならず、自立して生活できるよう、『健康寿命』（健康上の問題で日常生活が制限されないで生活できる期間）を延ばしていく必要があります。

要介護になる原因の多くが生活習慣病です。そのため、生活習慣病の「発症予防」と「重症化予防」を目的に、これまでの事業をさらに充実させて実施していきます。

町民のみなさん一人ひとりが、積極的に健康づくりに取り組み、いくつになっても、安心して自分らしく暮らしていける阿賀町を目指します。

※第2次健康増進計画については、阿賀町ホームページに掲載します。

あが国保だより

ジェネリック医薬品(後発医薬品)利用差額通知書を送付します

国民健康保険加入者の方に、現在服用している薬をジェネリック医薬品に切り替えることによって軽減できる自己負担額の目安をお知らせします。

通知書(はがき)の発送は、3月下旬の予定です。(平成27年度2回目のお知らせになります。)

主な通知対象者(次の①～③全てに該当する方)

- ① 40歳以上の方
- ② 1回の薬の投与期間が14日以上の方
- ③ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額が500円以上の方

ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品を利用するには…

処方せんにある「後発医薬品への変更不可」の欄に医師のサインがなければ、ジェネリック医薬品への変更が可能です。ジェネリック医薬品に切り替えるときは、医師や薬剤師に、薬の効果や副作用など、現在服用している薬と異なる点について詳しく確認しましょう。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に製造・販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品です。効き目や安全性は確認されており、また先発医薬品に比べて開発コストが少ない分、一般的に低価格のため、経済的な医薬品です。ジェネリック医薬品を利用することで、患者さんの薬代の軽減と、医療費の節約で国保財政の安定的な運営が期待できます。

【問い合わせ先】 町民生活課 国保年金係 ☎92-5761

～国民年金に加入中の方は～ こんな時は、忘れずに手続きを

国民年金加入中の方は、こんな時に手続きが必要です。

- 国民年金第1号被保険者の方で住所が変わった時
(3号被保険者の方は、配偶者の勤務する事業主(事務担当)へ)
- 60歳前に退職したとき
- 配偶者の扶養からはずれたとき(収入の増加や離婚、配偶者の退職など)
- 氏名が変わったとき
- 海外に住所を異動する人が引き続き、国民年金に加入を希望するとき
- 海外から国内に住所を異動したとき
- 共済年金に加入したとき

また、20歳になったときに厚生年金や共済年金に加入していない方は国民年金の加入の手続きが必要です。

※手続き(申請)が遅れると年金の受給に影響する場合があります。

※経済的な理由から保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が免除される制度がありますので、ご相談ください。

【問い合わせ】 町民生活課 国保年金係 ☎92-5761 各支所 行政係 22ページ
新潟東年金事務所 お客様相談室 ☎025-283-1013



シリーズ 健康のひろば Vol.72

はじめよう! 減塩生活

～「なぜ減塩?」各地区で地域減塩教室の開催しました～

平成25年度から減塩と高血圧・腎臓病予防の普及啓発を目的に「地域減塩教室」を開催しています。

今年度は、町内8地区で教室を開催しました。講話、寸劇、減塩食試食など盛りだくさんの内容で住民の皆さんに楽しく減塩の重要性を学んでいただきました。

＜減塩教室の様子を紹介します＞



保健師の講話

高血圧や腎臓病の予防法を説明しました。みなさん、熱心に耳をかたむけていました。



Let's Try! 減塩&健康クイズ

講話や寸劇などの後、クイズを行い知識を深めました。



家庭みそ汁の塩分測定

みそ汁を持参していただき、塩分濃度測定を行いました。薄味でも、毎食飲むと、塩分摂取量が多くなるので要注意ですよ!



爆笑! 職員による健康劇(寸劇)

塩分のとり過ぎや高血圧を放っておくことの危険性を寸劇で見てくださいました。



食推さんの減塩食献立紹介・試食

1食分で塩分2gの減塩食の試食も行いました。「薄味を感じさせない。おいしい。」と好評でした。おいしさの秘訣は「だし」と「香辛料」です!



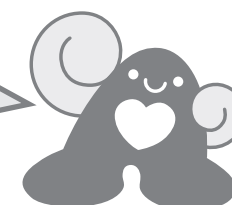
H27年度の阿賀町尿中塩分測定量平均値は、なんと16.18g!!

国の塩分摂取目標値(男性8g未満、女性7g未満)よりもかなり多い状況です。

塩分のとり過ぎは、**高血圧や腎臓病、胃がんの発症要因の1つ。**

とり過ぎないように注意が必要です!

ちなみに、丼ものや麺類が好きな方、煮物をよく食べる方、おかずをたくさん食べる方は、結構塩分をとっていますよ。もう一度、自分の食生活を見直してみましょう!



阿賀町健康づくりキャラクター
阿賀ゲンキ君

【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎92-5763 または各支所保健師まで

町の税金についてお知らせします

前編

3月号から5月号にかけて町の税金の現行制度などを掲載します。今月は固定資産税についてです。

固定資産税

固定資産税とは

固定資産税は、町税の約65％を占め、住民税とともに地域の福祉、救急、ごみ収集等基礎的な行政サービスを支える基幹税目として、重要な役割を果たす税金です。土地、家屋、償却資産を総称して「固定資産」といい、その固定資産に係る税金を固定資産税といいます。

税率・税額

税率は、標準税率の1.4％です。

税額は、課税標準額（評価により決定した課税台帳登録価格）×1.4％となります。

納税義務者

固定資産税を納める人は、その年の1月1日（賦課期日）に、原則として固定資産を所有している人です。

土 地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家 屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

免税点

市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	家屋	償却資産
3 0 万円	2 0 万円	1 5 0 万円

土 地

評価

土地の評価は、宅地、田及び畑、山林、鉱泉地、池沼、牧場、原野並びに雑種地の地目により評価します。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわりなく、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目によります。

課税標準の特例

住宅用地は、税負担を軽減するため、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

- 小規模住宅用地
住宅1戸あたり2 0 0㎡までの部分を小規模住宅用地といい、その課税標準額については、価格の6分の1の額となります。
- 一般住宅用地
小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といい、その課税標準額については、価格の3分の1の額となります。

家 屋

評価

家屋の評価は、専用住宅、附属家、店舗、事務所、工場、倉庫など用途別に、固定資産評価基準による再建築価格を基礎に評価します。

家屋の評価額は、基準年度（3年ごと）に評価替えが行われ、再建築価格に建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価補正率を乗じて算出します。この評価替えにより、3年ごとにその3年間分の減価等により評価額が変動します。

新築住宅の軽減措置

新築された住宅については、新築後の一定期間につき固定資産税が減額されます。

- 対象住宅
専用住宅や併用住宅（居住部分割合が2分の1以上）であること。
床面積が5 0㎡（一戸建以外の貸家は4 0㎡）以上2 8 0㎡以下であること。
- 減額される範囲
新築された住宅用家屋のうち住居として用いられている部分の床面積の1 2 0㎡分が減価対象となり、その減価対象に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。
- 減額される期間
一般住宅は、新築後3年度分で、長期優良住宅は新築後5年度分となります。

その他の特例

- バリアフリー改修に係る特例
高齢者、障がい者等が居住する既存住宅について、制度に定められたバリアフリー改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分に限り、その家屋に係る固定資産税の3分の1が減額（1 0 0㎡分限度）されます。
- 省エネ改修に係る特例
既存住宅について、制度に定められた省エネ改修を行った場合、工事完了年の翌年度分に限り、その家屋に係る固定資産税の3分の1が減額（1 2 0㎡分限度）されます。
- 耐震改修に係る特例
既存住宅について、制度に定められた耐震改修を行った場合、工事完了年により翌年度以降「1年度分～3年度分」、その家屋に係る固定資産税の2分の1が減額（1 2 0㎡分限度）されます。
- 上記の申請方法
改修工事が完了してから3カ月以内に申請が必要となります。
申告書や添付書類が必要となりますので、町民生活課税政係で確認してください。

償却資産

評価

償却資産の評価は、申告された償却資産の取得価格を基礎として、固定資産評価基準による取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

償却資産の対象となるもの

会社や個人で工場や商店、農業を営んでいる人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品をいいます。

- 機械及び装置（各種製造設備等の機械や装置など）・船舶（釣船、遊覧船など）・航空機
- 構築物（事業用敷地の塀や舗装・排水路などの外構工事、広告塔、建築設備など）
- 車輛及び運搬具（大型特殊自動車、貨車、客車など）
- 工具、器具、備品（パソコン、陳列ケース、測定工具、机、いす、ロッカー、医療機器など）

償却資産の対象から除かれるもの

- 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（トラクター、乗用田植機、乗用コンバイン、小型フォークリフト）
- 耐用年数が1年未満、または取得価格が1 0万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの
- 取得価格が2 0万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているものなど

申告

毎年1月1日現在に所有している償却資産を、その年の1月3 1日までに町に申告していただきます。

土地や家屋についてのお願い

土地の利用状況を変更したとき

土地の状況が変わると、固定資産税の算定に影響が出ますので、買い足しなどによる住宅敷地の拡張や耕作地に変更があった場合は、ご連絡をお願いします。

家屋を新增築する方へ

町では地方税法に基づき、家屋の新築・増築された方に、固定資産税の基礎となる評価額を算出するための家屋調査をお願いしております。

- 調 査 日 新築・増築の完了を確認してから数日後となります。町から調査日時等のお知らせを送付します。
- 調査内容 家屋の内部（間取り、仕上げ、設備等）と外部（屋根、外壁、基礎等）
- 調査時間 概ね3 0分～1時間で家屋の規模、構造によって異なります。

家屋を取り壊す方へ

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に所在する家屋に課税されます。家屋の全部または一部を取り壊した場合、その取り壊した部分の固定資産税は翌年から課税されません。

- 届出書類 取り壊した床面積の大小に関わらず、「建物滅失届」を【町民生活課税政係】または【各支所行政係】まで提出してください。

※後日、担当職員が現地を確認させていただきます。

未登記家屋を取得する方へ

未登記の家屋を相続や購入等により取得したときは、必ず届け出をお願いします。

- 届出書類 取得原因に関わらず、「未登記建物の所有権移転報告書」を【町民生活課税政係】または【各支所行政係】まで提出してください。

七名地区 除雪ボランティア「スコープ」 地域に貢献!除雪作業で交流



▲除雪を終え、みんなでバンザーイ!

2月13日、14日の両日、除雪ボランティア「スコープ」が七名区で開催され、県内外から18名の除雪ボランティアが除雪作業を通じ地元の皆さんと交流を深めました。

この除雪ボランティア「スコープ」は、七名地区の区長及び有志で組織する「七福の里活性化委員会」が主催し、今年で3回目の開催となります。

参加者は、土井、柴倉、中山、大尾の各集落に分かれ、元気いっぱい作業に取り組んでいました。作業終了後は、七福温泉で汗を流し、郷土料理と地酒を囲んだ交流が行われました。参加者からは「地域の方の温かいおもてなしが嬉しかった」「皆さんの笑顔と温かい心に癒されました。来年も参加したいです」と笑顔で話していました。

地元の皆さんは、参加者の一生懸命に作業する姿に感動と元気をもらったようでした。

津川小・鹿瀬小児童 手打ち「雪椿うどん」に挑戦 自慢の手打ちうどんはいかが!

津川小学校と鹿瀬小学校の児童が「雪椿うどん」作りに挑戦しました。学習活動を通して雪椿は綺麗な花を咲かせるだけでなく実から採れる油も利用できることを知った児童たちは、昨年秋に自分たちで雪椿の種を集め、株式会社巴山組の協力を得て雪椿オイルをしばりました。このオイルを小麦粉や阿賀町産の米粉に混ぜてうどん生地をつくり、引き延ばしや麺切り、出汁作りなどすべての作業を自分たちでやって出来上がった「手打ち雪椿うどん」を学習でお世話になった地域の方や保護者と一緒に味わってみようという企画です。津川小学校では「雪椿うどん」を製造している坂井製粉製麺有限会社の坂井秀博さんを講師にお招きし、本格的な手打ちうどんの作り方も教わって「思ったより力があるなあ」「同じ幅に切るって難しいね」と食べ物を作る手間の大変さなども感じながら、みんな真剣な表情でうどん打ちの作業を行いました。最後に出来上がった「手打ち雪椿うどん」を美味しくいただくと、津川小5年の江川一葉さんは「雪椿の油を絞ったときは、油を入れたらどんなんになるのかな?と思ったけど、コシがあって美味しかったです」と嬉しそうに話してくれました。



▲一生懸命に「雪椿うどん」を打つ児童



▲雪上を走り抜ける選手

上川温泉かんじきレース世界選手権 雪上をいっきに駆け抜ける

2月28日、第1回上川温泉かんじきレース世界選手権が広谷川河川敷公園ふれあい広場で開催され、大勢の方が参加しました。

50m個人(一般・ジュニア)、4人1組で50mずつ走るリレー、2km耐久レースが行われ、脚力自慢の参加者は足場の悪い雪上をかんじきを履いていっきに駆け抜けました。

一般男子の部で優勝した田崎友康さん(新潟市在住)は「初代世界チャンピオンになれて光栄です。来年もぜひ参加したいです」、ジュニアの部優勝の阿部晴人さん(新潟市在住)は「雪の上をかんじきを履いて走れて楽しかったです」と優勝の喜びをかみしめながら話していました。



②



③



①



④

伝統行事「シヨウキ祭」「舟玉まつり・帳祝い」
2月から3月にかけて、県の無形文化財「シヨウキ祭」が、武須沢入、平瀬、大牧、熊渡、夏渡戸の各集落で行われました。この祭りは、「シヨウキ様」と呼ばれるわら人形を作成し、そこに願い事を書いた紙を入れて家内安全、無病息災などを願います。今年も、地元の皆さんや新潟大学の学生が参加し、威勢よく「シヨウキ」を担いで集落に祀りました。
また、2月11日、第42回舟玉まつり・帳祝いが、狐の嫁入り屋敷で行われ、今年一年の交通安全や商売繁盛を祈願しました。

- ①平瀬
- ②武須沢入
- ③大牧
- ④舟玉まつり・帳祝い



②

- ①三川・温泉スキー場感謝祭大抽選会
大勢のお客様が来場しました(2/21)
- ②抽選会で見事、お目当ての景品を
ゲットした松澤春奈さん
(左から2番目:新潟市在住)



⑪

- ③雪のカーニバル(2/7)
(会場:津川B&G海洋センター)
- ④冬の温泉まつりファイナル(2/21)
都鼓浪会 御神楽太鼓を披露
(会場:ホテル角神)
- ⑤阿賀野川ライン酒の陣 銘酒と名湯ごっ
つおまつり(2/7)
阿賀町、五泉市、阿賀野市の酒蔵が出品
(会場:道の駅「阿賀の里」)



⑤



④



③

賑やかに! 町内各施設で冬のお祭り
2月に町内各地の観光、体育施設で、冬のお祭りが開催され、大勢の方が来場しました。
三川・温泉スキー場感謝祭、冬の温泉まつりファイナルでは、豪華家電製品や宿泊券が当たる大抽選会、地元の食材を使ったきのこ汁、甘酒やもちの振る舞いが行われました。また、阿賀野川ライン酒の陣では、8件の酒蔵が出品し、来場者は各酒蔵一押し銘柄を試飲していました。

伝えたい、残したい、うるわしきふるさと

《第10回 四季のあが町写真コンテスト》

阿賀町長賞

「笑わせ神楽」 渡邊 隆(新潟市西区)



獅子のそばの人たちの表情が明るくて笑う声が聞こえるよう。お祭り雰囲気が出ている。

1月29日(金)町公民館で「第10回 四季のあが町写真コンテスト」の審査会が開催されました。今年は応募者数81人、応募点数249点が寄せられました。
厳正な審査の結果、最高賞である「阿賀町長賞」など、部門別の入賞12点と入選49点が選ばれました。阿賀町長賞ほか入賞した作品を審査員の寸評とともに紹介します。(敬称略)

阿賀の風景大賞

「霧の晴れ間に」 山際 浩(新潟市西区)



雲海が流れたところに阿賀野川と旧国道49号線がみえる、阿賀町を象徴する風景。

阿賀の祭り大賞



「繋がる笑顔」 島村 宏一(新潟市秋葉区)
白いバイクに乗った「狐の里帰り」ご夫婦の雰囲気のよい、明るい写真。

阿賀のふれあい大賞



「仲良し」 高橋 ジュン(新潟市江南区)
ゆっくりとした牛と俊敏な猫のふれあいの瞬間を捉えた。

優秀賞

「雲海にあさが来た!!」 笠原敏征(新潟市中央区)



雲海の切れ間から朝日が瞬間的に入ったシャッターチャンスをつえた。

新潟日報美術振興賞



「大牧鍾馗様祭り」 驚津 宣夫(新潟市東区)
高い位置からのカメラポジションにより、ショウキ様と担いでいる人々を捉えた。

富士フイルムイメージングシステムズ賞



お祭りの幕から七福神のお面を被った人がちよつと様子を窺う姿が良い。

「役者」 山田 幸三(燕市)

優秀賞



「歌って踊って元気よく」 木津 則元(五泉市)

優秀賞



「雲海中」 青木 誠一(新潟市東区)

優秀賞

「快雲寝時」 太田 誠二(新潟市中央区)



雲が空の真ん中に入った瞬間を狙っており、計算された構図とシャッターチャンス。

優秀賞



「阿賀の山並」 星 正一(加茂市)

日の出の太陽光線が全体に当たった瞬間をとらえた。

高い位置から撮ることで祭りの全体の雰囲気を表現している。

雲海の雰囲気をよく捉えている。



平成28年春の火災予防運動を実施します！



全国春の火災予防運動を4月1日から4月7日までの7日間、新潟県内一斉に実施されます。春先は、空気が乾燥し気温が上昇するために火災の発生が心配されます。そこで住宅防火について命を守るポイントをいくつか紹介します。

- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

特に今年は降雪量が少なく雪解けが早くなりますので火入れや、たき火での火の拡大が予測されます。火の用心の徹底をお願いします。

阿賀町消防署18人目の救急救命士誕生！



阿賀町消防本部の阿部広志消防士長が、救急救命士国家試験の受験資格を得るため、平成26年9月に東京にある救急救命東京研修所へ入所。半年間の教育カリキュラムを修了し平成27年3月に行われた救急救命士国家試験に合格。その後、病院実習等の研修教育を終え、今年1月から本格的に救急救命士として活躍しています。今後も地域住民の安全・安心のため知識・技術の向上に努めていきます。



阿部広志 救急救命士

救急救命士とは
救急車内または現場において医師の指示下のもと傷病者の観察や救急救命処置を行い、医療機関へ搬送することを業務とする国家資格のことです。



新潟県消防職員意見発表会に参加しました！



2月12日に新潟市で第39回新潟県消防職員意見発表会が開催されました。

この意見発表会は、各地区から推薦された消防職員が、業務に対する提言や取組むべき課題等について自由に発表し、消防業務の諸問題に関するより一層の知識の研さんや意識の高揚を図ることを目的としています。

阿賀町消防本部から清野大樹副士長が参加し、審査員の方々から高い評価を頂きました。

【問い合わせ先】阿賀町消防署 ☎92-0119



★おはなし会「絵本ワールド」でたくさんの笑顔★

読み聞かせボランティアの会「絵本のとびら」のみなさんと、いろいろな会場をまわって絵本を読んでいきます。おはなしや手遊びを大人も子どももみんなで一緒に楽しみ、笑顔があふれるおはなし会です。



のびのびひろば



つがわ児童クラブ

★絵本ボランティア募集中★

読み聞かせボランティアの会「絵本のとびら」では、絵本の読みきかせボランティアをやってくださる方を募集しています。子どもたちと絵本の素敵な出会いのために、興味のある方はぜひご参加ください。

【活動内容】

- おはなし会「絵本ワールド」での読み聞かせや手遊び
- 学校での読み聞かせ
- ブックスタート事業の補助

年齢制限や資格、特別な技術は必要ありません。

「おはなしや絵本が好き」「子どもが好き」「楽しいことが好き」なら一緒にやってみませんか？「見学してみたい」でも構いません。まずは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

「絵本のとびら」事務局（町公民館津川分館） 担当：清田香織

☎ 92-3750 FAX 94-1052



町公民館図書室に絵本と児童書がたくさん入りました

東蒲ライオンズクラブ様より「子どもたちにたくさんの本を読んでほしい」と寄付金をいただきました。町公民館では、子どもの科学や歴史、絵本など200冊を購入しました。公民館及び各分館図書室に専用コーナーを新設し貸し出しを開始いたしました。ぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】

町公民館津川分館（ふるさと交流川屋敷）

☎92-3750



【津川分館図書室「東蒲ライオンズクラブコーナー」】

「俳句五句選」 阿賀町俳句の会

会員随時募集中(代表者 江川孝太郎 電話 923364)

三猿で生けよと言われ屠蘇を受く	戻りなき日々懐かしみ屠蘇祝う	満面の笑みで屠蘇つぐ娘となれり	暖冬を先づあいさつに年明くる	書初の幾度書きても曲がる文字
若狭露水	小篠ミチ	小田柳虹	小田りつ	山口冬人

A black and white illustration of a boy and a girl skiing. The girl on the left is wearing a dark jacket, light pants, and a headband with goggles. The boy on the right is wearing a light jacket, dark pants, and a headband with goggles. Both are holding ski poles and wearing skis.

2位 杉崎壮一郎

阿賀相談所の担当弁護士からQ&A方式によるコラムを掲載します。

今月号は原田宏一弁護士（藤田善六法律事務所）です。

Q 1ヶ月前に父が亡くなりました。私には、同居の母と兄弟がいます。父の両親は既に他界していますが、父には東京に弟がおり、子どもが二人います。父は以前事業に失敗し、あちこちから借金をしており、亡くなる直前まで銀行などに返済をしていたようにうでした。今住んでいる家は兄名義です。父には財産と呼べるようなものはなかったように思います。私は、父の借金を相続して返済をしなければならぬのでしょうか。

A 家庭裁判所で、相続放棄の手続きを行って下さい。相続放棄とは、相続そのものを拒否する制度であり、相続時に遡って相続人ではないとされます。そのため、預貯金等のプラスの財産だけでなく、借金等のマイナスの財産も相続をしないこととなります。この手続きは、原則として、「自己のために相続の開始があったことを知った時から「3カ月以内」に、家庭裁判所にしなればなりません。この期間を過ぎると、相続したものとみなされてしまいます。家庭裁判所は、お父さんの最後の住所を管轄する裁判所となります。

相続放棄をしなければならぬのは、あなただけではありま

阿賀相談所の担当弁護士からQ & A方式によるコラムを掲載します。

今月号は原田宏一弁護士（藤田善六法律事務所）です。

せん。まず、必ず相続人となるのは、お父さんの配偶者であるあなたのお母さんです。また、第1順位の相続人は子どもなので、あなただけでなく、あなたのお兄さんもお母さんとなりますが、お兄さんもお母さんもお兄さんもお相続放棄をする必要があります。このように配偶者と子どもが相続放棄をすると、第2順位の親が相続人となりますが、あなたのお父さんのご両親は既に他界しておられます。そうすると、第3順位の兄弟が相続人となります。つまり、東京にいる、弟さんが相続人となるので、この弟さんもお相続放棄をしなければなりません。なお、兄弟が亡くなっているで甥・姪がいると、この甥・姪が相続人となりますので、甥・姪もお相続放棄をする必要が生じます。

このように、相続放棄をする、借金だけでなく預貯金等とも相続できなくなり、また、次順位の相続人が相続をするようになりますので、3カ月の期間内に、財産や相続人を慎重に調査した方がいいでしょう。わからないことがあれば、悩まずに専門家に相談して下さい。

弁護士 原田 宏一

【予約受付先】
新潟県弁護士会
025-222-5533
【受付時間】
月曜から金曜までの
午前9時～
午後5時まで

せん。まず、必ず相続人となるのは、お父さんの配偶者であるあなたのお母さんです。また、第1順位の相続人は子どもなので、あなただけでなく、あなた

三 川 地 域		
月 日	会 場	実施時間
4 月 11 日 (月)	上綱木生活改善センター前	9:20～ 9:25
	下 綱 木 集 会 所 前	9:30～ 9:35
	新 谷 旧 横 川 商 店 前	9:45～ 10:00
	細 越 会 館 前	10:10～ 10:30
	五 十 沢 会 館 前	10:35～ 10:45
	旧 中 ノ 沢 分 校 前	10:55～ 11:00
	岡沢集落開発センター前	11:10～ 11:25
	白 崎 集 会 所 前	11:35～ 11:40
4 月 13 日 (水)	石 間 集 会 所 前	9:20～ 9:30
	旧 下 条 小 学 校 前	9:35～ 9:50
	長谷集落開発センター前	10:00～ 10:05
	石 戸 集 会 所 前	10:15～ 10:20
	五 十 島 駅 前	10:30～ 10:45
	吉 津 公 会 堂 前	10:55～ 11:10
	谷 沢 会 館 前	11:20～ 11:40

月 日	会 場	実施時間
4月25日 (月)	鹿瀬区民センター前	9:00～ 9:30
	鹿瀬保健センター前	9:40～10:00
	水沢公民館前	10:15～10:35
	中村駐車場	10:40～10:50
	日出谷保育園前	11:00～11:10
	日出谷駅前	11:20～11:30
	夏渡戸（江花亮一様宅前）	11:40～11:50
	深戸農村公園	12:00～12:15
	実川島消防屯所前	14:00～14:10
	豊実駅 前	14:20～14:35
	豊実デイサービス前	14:45～15:00
	徳根消防屯所前	15:10～15:20

月 日	会 場	実施時間
4 月18日 (月)	福 取 会 館 前	9:00～ 9:10
	八 ツ 田 会 館 前	9:20～ 9:30
	田 沢 冬 季 分 校 前	9:45～ 9:55
	八 木 山 会 館 前	10:15～ 10:30
	天 満 会 館 前	10:40～ 10:55
	広 沢 会 館 前	11:05～ 11:10
	高 齢 者 ふ れ あ い 会 館 前	11:15～ 11:40
4 月20日 (水)	赤 岩 会 館 前	8:45～ 8:55
	西 会 館 前	9:00～ 9:10
	小 野 戸 区 ト ン ネ ル 協 広 場	9:15～ 9:30
	大 牧 神 社 前	9:35～ 9:45
	京 ノ 瀬 消 防 屯 所 前	9:50～ 10:05
	津 川 商 工 会 館 前	10:10～ 10:45
	上 ノ 山 会 館 前	10:50～ 11:20
阿 賀 町 役 場 前	11:25～ 12:00	

月 日	会 場	実施時間
5 月 9 日 (月)	松 ケ 丘 入 口	9:00～ 9:20
	漆 沢 (清 野 八 十 八 様 宅 前)	9:30～ 9:35
	八 田 蟹 入 口 バ ス 停 留 所 前	9:45～ 10:05
	栃 掘 愛 宕 神 社 前 広 場	10:10～ 10:30
	檜 山 集 会 所 前	10:35～ 10:45
	上 条 保 育 園 前	11:00～ 11:10
	九 島 会 館 前	11:15～ 11:35
5 月 11 日 (水)	長 木 入 リ ロ バ ス 停 前	11:40～ 12:00
	七 名 除 雪 セ ン タ ー 前	9:00～ 9:05
	安 用 バ ス 停 前	9:10～ 9:15
	旧 粟 瀬 駐 在 所 前	9:20～ 9:30
	上 川 支 所 駐 車 場	9:35～ 10:10
	東 岐 会 館 前	10:15～ 10:25
	牧 野 集 落 ふ れ あ い セ ン タ ー 前	10:30～ 10:35
	東 山 屋 敷 地 区	11:00～ 12:00

【問い合わせ先】 町民生活課 町民生活係 ☎9 2－5 7 6 1 各支所 行政係 ☎22ページ

「労働基準監督官」「国税専門官」の採用試験が実施されます

各採用試験の1次試験が5月29日(日)に新潟市で行われます。

■受験資格

- (1)昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの人
- (2)平成7年4月2日以降生まれの人で次に該当する者
- ①大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの人
- ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

■試験の程度

大学卒業程度

■申込み方法

できるだけインターネット申込みをご利用ください。

インターネット申込専用アドレス

⇒<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

インターネット申込みができない場合は、下記へお問い合わせください。

■受付期間

4月1日(金)から4月13日(水)受信有効

(郵送、持参の場合は4/1～4/4)

【問い合わせ先】

[労働基準監督官試験]

新潟労働局総務部総務課人事係 ☎025-288-3500

[国税専門官試験]

関東信越国税局人事第二課 ☎048-600-3111

新潟県交通災害共済からのお知らせ

新潟県交通災害共済は、県内全市町村で運営する県民相互の助け合い制度です。会員が不幸にして交通事故に遭われたときに、見舞金が支給されます。

交通事故証明書がない場合、当該等級の見舞金が支給されない場合がありますので、交通事故に遭われた場合(単独事故を含む)は、警察署へ届け出るようにしましょう。

今年も2月中旬に加入申込書をお配りし、各区長さんを通じて取りまとめを行っておりますので、皆さんからの加入をお願いします。

詳しくは、加入申込書同封のチラシをご覧ください。

見舞金の請求を忘れていませんか？

見舞金の請求期間は、交通事故を受けた日から起算して「1年以内」です。

対象となる交通災害は、「道路上で交通に伴う衝突、接触等による人身事故」のほか「自転車運転中の転倒による受傷」など道路上における交通に伴う人身事故が対象となります。対象とならないのは、「歩行中に誤って転んだ受傷」「飲酒運転など悪質な交通違反をしたことによる受傷」などです。詳しくは次にお問合わせください。

【問い合わせ先】町民生活課町民生活係☎92-5761

又は各支所行政係☎22ページ

特別児童扶養手当・障害児童福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の改定について

平成27年全国消費者物価指数の実績値(対前年比0.8%)が公表されました。それに伴い各種手当の月額が平成28年4月以降から右記のとおり変更となります。

年金事務所の「ねんきん相談会」が開催されます

年金事務所の職員による「ねんきん相談会」が下記の日程で開催されます。相談には予約が必要です。基礎年金番号のわかるものを用意して、あらかじめお電話にてご予約ください。

■開催日時

3月23日(水) 10:00～15:00

■会場

町役場 本庁1階 多目的ホール

■予約申込先

☎025-283-1014

新潟東年金事務所 お客様相談室

8:30～17:15

(土・日・祝・年末年始除く)

【問い合わせ先】町民生活課国保年金係 ☎92-5761

4月1日～ 土地家屋価格等の縦覧を開始します

町内の土地や家屋の固定資産税納税者が、他の土地・家屋と比較して自己所有の土地・家屋の価格(評価額)が適正かどうか確認できる制度です。

■縦覧期間

4月1日(金)～5月2日(月) ※土日祝除

8:30～12:00 13:00～17:15

■縦覧場所

役場町民生活課税政係又は各支所行政係

■注意事項

縦覧等にお越しの際は、本人確認が必要となりますので、必ず印鑑と免許証等を持参ください。なお、代理人が縦覧される場合は、縦覧される方の「委任状」が必要です。

【問い合わせ先】町民生活課税政係 ☎92-5761

又は各支所行政係 ☎22ページ

高齢者総合相談センターからのお知らせ

高齢者やその家族の方々が抱える心配ごと、悩みごとの相談を無料でお受けします。

■よろず相談

毎週月から金曜日 9:00～17:00

(土日祝日、年末年始を除く)

専門相談 下記のとおり(要予約)

■認知症相談

相談時間: 13:30～16:30

3/17(木)、4/7(木)、4/21(木)、5/6(金)、5/19(木)

■法律相談

相談時間: 13:30～16:00

3/22(火)、3/28(月)、4/4(月)、4/11(月)、4/18(月)、

4/25(月)、5/2(月)、5/9(月)、5/16(月)、5/23(月)、

5/30(月)

■不動産の鑑定、利活用の相談

相談時間: 13:30～16:00

3/23(水)

※4月以降の相談日時はその都度調整します。

■税金相談

相談日時はその都度調整します。

【問い合わせ先】新潟県高齢者総合相談センター

☎025-285-4165

平成28年度の手当額(月額)について

各種手当の名称	平成28年3月まで	平成28年4月から
特別児童扶養手当(1級)	51,100円	51,500円
特別児童扶養手当(2級)	34,030円	34,300円
障害児福祉手当	14,480円	14,600円
特別障害者手当	26,620円	26,830円
経過的福祉手当	14,480円	14,600円

【問い合わせ先】健康福祉課福祉係 ☎92-5763

平成28年度 銃砲刀剣類登録審査会について

鉄砲または刀剣類は「銃砲刀剣類所持等取締法」に基づき、原則的にはその所持は禁止されています。ただし、美術品もしくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲や、美術品として価値のある刀剣類については、県教育委員会の開催する登録審査会で登録を受けた場合に所持することができます。

未登録の銃砲刀剣類をお持ちの方は、下記要領に従い登録を受けてください。

■審査会日程

新潟市: 4月21日(木)、8月18日(木)、11月17日(木)、1月19日(木)

長岡市: 6月16日(木)、10月20日(木)、2月16日(木)

■会場

新潟会場: 県庁行政庁舎又は職員会館(新潟市中央区新光町4-1)

長岡会場: 長岡地域振興局会議室棟2階・大会議室(長岡市沖田2丁目173-2)

■時間

10:00～14:30(正午～13:00は休憩)

■登録審査会に持参するもの

①登録を受けようとする銃砲刀剣類 ②銃砲刀剣類発見届(所轄警察署が発行したもの)

③審査手数料(1件につき6,300円を新潟県収入証紙で納入) * 印鑑は不要です

■銃砲刀剣類を発見した場合

①すみやかに最寄りの警察署に届け出てください。 ②届出後、上記の審査会にお越しください。

③登録審査会に代理の方が来られる場合には、委任状が必要です。 ④登録審査会では、法令に定める鑑定の基準(美術的価値、伝統的な製作方法等)によって審査します。登録対象となったものについて登録証が交付され、所持することができます。

* 移動の際には、危険のないよう梱包し、盗難等にご注意ください。

【問い合わせ先】新潟県教育庁 文化行政課文化係 ☎025-280-5619

消防団員を募集しています！

消防団の活動はさまざま。

あなたも参加して、自分の町・大切な人を守りませんか？

自分が育った町、自分が暮らす町、そして自分が働く町。そんなかけがえない大切な町を守りたい。その思いがあれば、誰でも消防団に参加できます。

消防団の活動は、消火活動や災害時の活動ではありません。近年では火災を未然に防ぐための予防消防活動が非常に重要な役割を担っています。

地域を守るあなただからできることがたくさんあります。自分の町を、みんなの町を一緒に守りましょう。



●消防団の活動内容

火災発生時の消火活動をはじめ、地震や風水害などの災害時の救助、救出、警戒巡視、避難誘導、災害防御にあたります。

平常時は訓練、防火啓発、広報活動、防火指導、講習会などを行います。

【入団申し込み・問い合わせ先】

地元の消防団幹部または、消防署 消防団係 ☎92-0119 各支所 ☎22ページ

●明るく元気な女性消防団員を募集しています

阿賀町消防団では、現在30人の女性団員が活動しています。「女性だからできること」を念頭にいろいろな活動に取り組んでいます。

防災訓練・各種講習会などといった実践に即した訓練をはじめ、防火啓発活動等で高齢者などのお宅を訪問し、防災意識の向上・防災に関するアドバイスを行っています。

「自分の地域は自分で守る」を信念とする消防団で、あなたの力を発揮してみませんか？

猫と地域の良い関係を築くためにお願いします

飼い主の方へ ・室内で飼育 ・不妊／去勢手術 ・首輪と迷子札
地域の方へ ・侵入の自衛 ・外猫には絶対に餌を与えない

猫は今や、犬を超える勢いで愛玩動物として広く愛されています。しかし相応に、フンや鳴き声、侵入などの苦情も、町に多く寄せられています。

空き家に住み着き、知らないうちに近隣へ被害を与えていた例もあります。

猫が地域に迷惑をかけるときの一番の原因は『隙限なく増えてしまう』ことにあります。

不妊・去勢手術を施していない猫に餌を与えることで、地域に野良猫がどんどん増えて、被害が拡大していきます。餌となる生ごみも、外へ放置しないようにしましょう。

飼い主の方は、まずは不妊／去勢手術を行い、望まれず子猫が増えることを防ぎましょう。

また交通事故やフン被害、鳴き声被害などを防止できる『室内飼い』を検討しましょう。

【問い合わせ先】町民生活課 町民生活係 ☎92-5761 下越動物保護管理センター ☎0254-24-0207



あたたかい心

格別のご芳志を賜りましたこと、
心より感謝申し上げます。

〇ふるさと阿賀町応援寄付金

寄付者	住 所
石井 義弘 様	神奈川県海老名市

～町を広く 好評 紹介しましょう～

阿賀町観光名刺台紙で 名刺を作いませんか！

町の魅力をアピールするため、四季
や名所、イベントなどの写真を使った
「観光名刺台紙」を無料で提供してい
ます。

お仕事や趣味の会などで自己紹介す
る際にぜひご活用ください。

台紙の提供（無料）

1ケース100枚入り

※台紙のみの提供となります。
氏名等の印刷は各自でお願い
します。

「つがわ狐の嫁入り行列」「雪椿」「將軍
杉」など全16種類の台紙があります。

【問い合わせ先】

総務課企画係 ☎92-3113
各支所行政係 ☎22ページ

おおきくなったら？



日野川保育園ゆり組
清野 楓くん 6歳

ぼくは、おおきくなったら、し
ょうぼうしになりたいです。
しょうぼうしになって、みずを
たくさんだして、かじをけしたい
です。



ひまわり保育園きりん組
渡邊 玲くん 6歳

ぼくは、おおきくなったら、に
んじゃになりたいです。「ニン
ンジャー」みたいにかっこよくな
って、わるものをやっつけたいで
す。



わかば保育園そら組
清野 遥翔くん 6歳

ぼくは、おおきくなったら「ラ
ッパをふくひと」になりたいです。
じょうずにラッパをふいて、た
くさんのおきやくさんにきいても
らいたいです。



日野川保育園ゆり組
伊藤 匠未くん 6歳

ぼくは、おおきくなったら、け
いさつかんになりたいです。
どろぼうや、おかねをとったり
するわるいひとをつかまえたいで
す。

つがわ狐の嫁入り行列 スタッフ募集

5月3日(祝)に開催する「つがわ狐の嫁入り行列」の運営に参加いただけるスタッフを募集し
ています。私たちと一緒に「つがわ狐の嫁入り行列」を創りませんか。



- 作業内容 川原などの会場設営
行列に同行しての参加者補助
子ぎつねの祝踊りや川原での披露宴等の演出補助 などです。
- 申込及び詳細についてのお問い合わせ
つがわ狐の嫁入り行列運営委員会事務局 津川商工会 ☎92-2494

有料広告

ふるさとの土産に
名物 あがの温泉旅館
りんさんどう

6個入 630円
8個入 840円
10個入 1,050円
15個入 1,575円

※表示価格は消費税込(8%)です。

阿賀町鹿瀬10380-1
TEL 92-2221
FAX 92-4488

東北電力推薦 高暖房・省エネエアコン設置工事

電気工事・家電販売
お気軽に御相談お申し付け下さい

(有)三川電気

TEL 0254-99-5577
東蒲原郡阿賀町細越555番地

マイナンバーカード
申請用「顔写真」は
専門店の当店で！
プロの撮影 証明写真

写真工房 冬人
奥阿賀ギャラリー喫茶 とんぼ
阿賀町津川3449
電話 0254-92-4345
歴史・文化・芸術・観光の情報発信

屋根融雪／太陽光発電工事承ります

冬の辛くて危険な雪下ろしから解放！
※見積もり無料 お気軽に相談下さい

(株)八重電業社

☎92-2202

新潟県東蒲原郡阿賀町津川1268番地

有料広告

シルバー人材センターに
仕事を依頼してみませんか!!
親切・丁寧をモットーとして地域社会に貢献します

シルバー人材センターの
会員になって働いてみませんか!!
健康のために楽しみながら汗を流して働けます

＜お問い合わせ先＞
公益社団法人
阿賀町シルバー人材センター
☎92-2103 FAX 92-3004
東蒲原郡阿賀町津川2136 阿賀町文化福祉会館2階

